

上野原市告示第 37 号

上野原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 18 日

上野原市長 村上 信行

上野原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

上野原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成 21 年上野原市告示第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条（見出しを含む。）中「報酬」を「利用料」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、援助会員が援助活動を実施したときは、援助会員に対して別表に定める助成金を支払うものとする。
- 3 援助会員は、前項の助成金の交付を請求しようとするときは、第 8 条第 5 項の報告書と併せて上野原市ファミリー・サポート・センター事業助成金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

別表中

「

1 上野原市ファミリー・サポート・センター報酬基準

援助期間	月曜日～金曜日 (祝祭日・特定日は除く)	土曜日・ 日曜日・ 祝祭日・ 特定日	
援助時間	午前 7 時～ 午後 7 時	その他の時 間	全日

報酬	1人1時間当たり	700円	800円	800円
	1時間を超えた30分当たり	350円	400円	400円

を

「

1 上野原市ファミリー・サポート・センター利用料基準

区分		依頼会員負担金額			助成金額
援助期間		月曜日～金曜日 (祝祭日・特定日は除く)		土曜日・ 日曜日・ 祝祭日・ 特定日	
援助時間		午前7時 ～午後7 時	その他の 時間	全日	全日
利用料	1人1時間当たり	500円	600円	600円	600円
	1時間を超えた30分当たり	250円	300円	300円	300円

に

」

改め、

「

2 取消料金

前日までの取消	無料
当日取消	依頼した時間の報酬額の半額（1時間に満たない場合は1時間分）
無断取消	依頼した時間の報酬額の全額（1時間に満たない場合は1時間分）

を

」

2 取消料金

前日までの取消	無料
当日取消	依頼した時間の依頼会員負担金額の半額（1時間に満たない場合は1時間分）
無断取消	依頼した時間の依頼会員負担金額の全額（1時間に満たない場合は1時間分）

に

」

改め、

「

4 支払い時期等

- (1) 報酬等の支払いは、援助活動終了後、その都度速やかに依頼会員等から援助会員等に現金で支払う。支払が滞った場合は、利用を中止する。
- (2) 報酬の支払いが、援助活動後行えない場合（依頼会員等と援助会員等が援助終了後会えない場合）は、事前に双方で話し合っておく。

を

」

4 支払時期等

- (1) 利用料等の支払は、援助活動終了後、その都度速やかに依頼会員等から援助会員等に現金で支払う。支払が滞った場合は、利用を中止する。に
- (2) 利用料等の支払が、援助活動後行えない場合（依頼会員等と援助会員等が援助終了後会えない場合）は、事前に双方で話し合っておく。」

改める。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

住 所
氏 名
会員番号

上野原市ファミリー・サポート・センター事業助成金交付請求書

上野原市ファミリー・サポート・センター事業助成金の交付を受けたいので、上野原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第11条第3項の規定により、次のとおり請求します。

活動年月日	年 月 分		
活動時間	児童1人目	時間×	円＝ 円
	児童2人目以降	時間×	円＝ 円
請求額	円		

※添付書類 援助活動報告書

振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組 ()	本店・支店 本所・支所 ()
預金種別	普通（総合） ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※市助成金を請求する方と口座名義人は、同一としてください。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。